

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

1. 隨意契約の見直し計画

(1) 平成18年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、平成19年度から順次、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行する。

【全体】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 件数 | 金額（億円） | 件数 | 金額（億円） |
| 事務・事業を取りやめたもの (18年度限りのものを含む。) | | | | (68.8%) | (37.8%) |
| 一般競争入札 | 競争入札 | | | 1,170 | 435 |
| 企画競争・公募 | 企画競争・公募 | (75.0%) 1,275 | (89.8%) 1,034 | (3.3%) 56 | (1.1%) 13 |
| 随意契約（企画競争・公募を実施したもの） | | (25.0%) 425 | (10.2%) 117 | (1.6%) 28 | (0.2%) 2 |
| 合計 | | (100.0%) 1,700 | (100.0%) 1,151 | (100.0%) 1,700 | (100.0%) 1,151 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 件数 | 金額（億円） | 件数 | 金額（億円） |
| 事務・事業を取りやめたもの (18年度限りのものを含む。) | | | | (67.0%) 191 | (27.7%) 91 |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | (1.8%) 5 | (0.2%) 1 |
| | 企画競争・公募 | (73.7%) 210 | (92.8%) 305 | (31.2%) 89 | (72.1%) 237 |
| 随意契約(企画競争・公募を実施したものを除く。) | | (26.3%) 75 | (7.2%) 24 | (0.0%) 0 | (0.0%) 0 |
| 合 計 | | (100.0%) 285 | (100.0%) 328 | (100.0%) 285 | (100.0%) 328 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管公益法人以外の者】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|---------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| | | 件数 | 金額（億円） | 件数 | 金額（億円） |
| 事務・事業を取りやめたもの (18年度限りのものを含む。) | | | | (69.2%) 979 | (41.8%) 344 |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | (3.7%) 51 | (1.5%) 12 |
| | 企画競争・公募 | (75.3%) 1,065 | (88.6%) 729 | (25.2%) 357 | (56.5%) 464 |
| 随意契約(企画競争・公募を実施したものを除く。) | | (24.7%) 350 | (11.5%) 94 | (2.0%) 28 | (0.2%) 2 |
| 合 計 | | (100.0%) 1,415 | (100.0%) 822 | (100.0%) 1,415 | (100.0%) 822 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 隨意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正した（平成19年3月30日）。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「500万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の売り払いについて、「150万円を超えないもの」から、「50万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の貸付について、「200万円を超えないもの」から、「30万円を超えないもの」に変更
- ・ その他役務について、「200万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

(3) 隨意契約の公表の基準について、「新エネルギー・産業技術総合開発機構における随意契約情報の公表に関する運用指針」を策定し（平成19年3月31日）、本年度より公表を行うこととした。

2. 見直し計画達成へ向けた具体的取組み

(1) 少額随意契約基準の引き下げとその厳格運用

- ① 隨意契約の限度額など随意契約によることができる基準について、国の基準と同じレベルに引き下げ（平成19年3月改正）、一般競争入札等の拡大を図ってきているところ、今後も引き続き、同基準を厳格に運用し、一般競争入札等の更なる拡大を図る。
- ② 内部監査においても、引き続き一般競争入札等の適用状況について厳格にチェックすることとし、適切な運用が図られるよう万全を期す。

(2) 総合評価落札方式の導入による一般競争入札の拡大

- ① 広報及びイベント等に関する請負契約については、これまで原則公募・企画競争による随意契約を行ってきたが、平成19年度から、総合評価落札方式による一般競争入札を導入したところ。今後も引き続き、一般競争入札の積極導入を図る。
- ② 調査委託契約については、これまで原則企画競争・公募によ

る随意契約を行ってきたが、平成19年度中には、総合評価落札方式による一般競争入札とするよう内部ルールの見直しも含めて取組みに着手する。

- ③ 上記措置と合わせ、総合評価落札方式による一般競争入札の更なる導入拡大を円滑に進めるため、入札手順等を具体的に示した業務マニュアルを作成する。

(3) 複数年度契約

システム機器等の賃貸借については、複数年度にわたり契約をするという実態の下、毎年度随意契約により実施してきているが、今後は、一般競争入札を行った上での複数年度契約の拡大に努める。

(4) 随意契約情報の公表

随意契約の適用状況が外部から分かるように、本年度から、随意契約情報の公表に関する運用指針を定め、ホームページ掲載により公表開始したところ、今後も引き続き、国民への積極的な情報開示を行い、もって一般競争入札等の適切な運用に資する。

以上